

玉名市公立保育所のあり方 に関する基本方針

平成29年11月

玉名市健康福祉部子育て支援課

(平成30年5月改訂)

(令和3年9月改訂)

目次

1	方針策定の背景・趣旨	1
2	保育所の現状と課題	2
3	公立保育所の今後の方向性	13
4	公立保育所ごとの基本的な考え方	15
5	公立保育所の民営化	17
6	公立保育所の統廃合	19
7	参考資料	20

1 方針策定の背景・趣旨

平成 27 年 4 月に本格施行した子ども・子育て新制度のもとでは、保育の量を確保しつつ質を向上させる取り組みが求められることから、本市における公立保育所のあり方について、その方向性を示すために、平成 28 年 10 月、学識経験者や保育関係者等で構成する「玉名市公立保育所の在り方検討委員会」(委員長:九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科 准教授 二宮球美)を設置し、専門的な見地から議論を重ねてきました。

その結果、“多様化する保育ニーズに対応した保育サービスのより一層の充実を図るために、多様で弾力的な事業展開が可能である私立保育園を中心に、保育の需要に応じる一方で、行政としての責任を果たすための公立保育所を必要数残し、その機能・役割を充実させることが必要”と方向性を示しました。

さらに、関係機関とのネットワークの構築、障がい児保育の実施及び緊急時の入所対応など、私立保育園等では担うことが厳しい領域を中心に公立保育所の果たすべき役割として整理し、また、玉名第 1 保育所以外の公立保育所は全て民営化又は統廃合するとした内容の建議を受けました。

本方針は、その建議内容を尊重し、「今後の公立保育所のあり方」に関する市の基本的な考え方や手法を指針として示したものです。

平成 29 年に「玉名市公立保育所のあり方に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)が策定され、本方針に沿って保育サービスの充実や公立保育所の民営化等を実施してきました。

しかしながら、基本方針策定から 5 年を迎え、計画通りに進んでいない事業も見られるようになったこと、さらには、将来的な人口減少や多様な保育ニーズに対応するための保育士等の確保など、安定的な保育サービスの提供にも影響を及ぼすような課題の解消にも時間を要しています。

そのため、令和 3 年度、改めて「玉名市公立保育所の在り方検討委員会」(委員長:九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科 准教授 二宮球美)を設置し、「基本方針」について、現状を踏まえながら審議しました。その結果を、今後 5 年間を目途とした「玉名市公立保育所のあり方に関する基本方針(令和 3 年改訂版)」として示します。

2 保育所の現状と課題

(1) 就学前児童数の推移

令和2年3月31日現在の本市における就学前(0～5歳)の児童数は2,956人で、推計値の3,007人を下回っています。また、今後も母親世代の人口減少が予測される(「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」令和2年3月より)ことから、就学前児童数の減少が推測されます。

また、0歳人口は、令和2年度は408人で、平成28年度と比べると90人、約18.1%減少しており、5年間で急激に減少しています。過去10年間、およそ500人前後で推移していた0歳人口ですが、今後400人台で推移すると推測されます。

(玉名市の各年度末における年齢別人口)

単位：人

年度 年齢	実績 ①					推計 ②					比較(①-②)	
	H28	H29	H30	R1	R2	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2
0歳	498	477	461	453	408	442	469	463	455	446	11	-61
1歳	522	523	497	485	467	473	473	481	475	466	12	-6
2歳	527	531	523	499	479	498	505	481	489	483	1	-26
3歳	537	537	538	538	506	511	534	515	491	500	27	-28
4歳	565	545	543	552	536	529	542	538	519	495	23	-6
5歳	537	565	553	548	560	554	544	543	539	520	-6	16
合計	3,186	3,178	3,115	3,075	2,956	3,007	3,067	3,021	2,968	2,910	68	-111

※実績値は、市民課「人口統計」各年度3月31日現在

※推計値のR1は、「玉名市子ども・子育て支援事業計画」より(コホート変化率)

※推計値のR2～R5は、「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」より(コホート変化率)

(小学校区別 0 歳人口の推移)

単位：人

小学校区 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
玉名町	135	115	116	120	89
築山	100	93	86	86	87
滑石	12	15	10	13	4
大浜	15	18	14	17	8
豊水	5	5	7	7	8
伊倉	22	19	26	19	12
八嘉	12	25	17	19	14
玉陵	40	47	52	41	46
梅林	1	3	—	—	—
小田	3	3	—	—	—
玉名	24	29	—	—	—
月瀬	2	2	—	—	—
石貫	3	7	—	—	—
三ツ川	7	3	—	—	—
睦合	26	17	16	26	17
大野	42	30	27	26	40
高道	24	24	15	19	23
鍋	12	13	6	12	4
横島	25	27	38	24	35
玉水	16	17	14	15	12
小天	6	9	13	9	9
小天東	6	3	4	0	—
合計	498	477	461	453	408

※市民課「人口統計」各年度3月31日現在

※玉名市立玉陵小学校は、平成30年4月1日開校。(玉名市立梅林小学校、小田小学校、玉名小学校、月瀬小学校、石貫小学校、三ツ川小学校の6つの小学校の統合校。)

※玉名市立小天東小学校は、令和2年4月1日、玉名市立小天小学校と統合。

(2) 保育所等の利用者数の推移

保育所等(認定こども園の保育機能部分及び地域型保育を含む。)において、家族形態の変化、共働き家庭の増加及び「保育を必要とする事由」の要件の追加等の要因で、入所児童数が年々増加しています。本市における保育所等入所児童数は、令和2年度は2,214人で、平成28年度と比べて264人、約

13.5%増加しています。

また、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設の利用児童数も増加しており、令和2年度が2,652人で、平成28年度と比べて110人、約4.3%増加しています。

就学前児童数が減少している一方、保育所等入所児童数は増加しており、令和2年度においては就学前児童のうち保育所等を利用している割合が63.1%、平成28年度と比べて11.5ポイント増加しています。

年齢別の保育所等利用児童のうち3歳未満児の利用児童数は、令和2年度が997人で、平成28年度と比べ103人、約11.5%、3歳以上の利用児童数は、令和2年度が1,217人で、平成28年度と比べ161人、約15.2%増加しています。また、0歳児の利用も、平成28年度は4.5人に1人（22.5%）が、令和2年度には3.3人に1人（30.7%）となっていることから、保護者の職場への早期復帰や就業の意向が高まっていることが推測されます。

（保育所等の利用率）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	備考
就学前児童数A	3,779	3,719	3,672	3,639	3,506	市民課「人口統計(0歳～6歳)」 毎年度3月31日現在
保育所等児童数①	1,768	1,809	1,695	1,704	1,739	毎年度3月31日現在(子育て支援課)
認定こども園児童数② (保育機能部分)	182	199	408	441	434	毎年度3月31日現在(子育て支援課)
認定こども園児童数③ (幼稚園機能部分)	265	244	270	237	222	毎年度3月31日現在(子育て支援課)
地域型保育児童数④	-	-	2	25	41	毎年度3月31日現在(子育て支援課)
幼稚園 児童数⑤	327	308	237	231	216	毎年度5月1日現在
保育所等入所児童数①+②+④	1,950	2,008	2,105	2,170	2,214	
保育所等入所率(①+②+④)/A (%)	51.6	54.0	57.3	59.6	63.1	※広域利用を含む
保・認・幼 児童数①+②+③+④	2,542	2,560	2,612	2,638	2,652	
保・認・幼利用率 (①+②+③+④)/A (%)	67.3	68.8	71.1	72.5	75.6	

(年齢区分別保育所等の利用率)

	平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末			令和元年度末			令和2年度末		
	児童数	利用人数	利用率	児童数	利用人数	利用率	児童数	利用人数	利用率	児童数	利用人数	利用率	児童数	利用人数	利用率
3歳未満児(0～3歳)	2,084	894	42.9%	2,068	924	44.7%	2,019	957	47.4%	1,975	982	49.7%	1,860	997	53.6%
うち0歳児(0、1歳)	1,020	230	22.5%	1,000	252	25.2%	958	262	27.3%	938	255	27.2%	875	269	30.7%
うち1・2歳児(2、3歳)	1,064	664	62.4%	1,068	672	62.9%	1,061	695	65.5%	1,037	727	70.1%	985	728	73.9%
3歳以上児(4～6歳)	1,695	1,056	62.3%	1,651	1,084	65.7%	1,653	1,148	69.4%	1,664	1,188	71.4%	1,646	1,217	73.9%
全年齢児計	3,779	1,950	51.6%	3,719	2,008	54.0%	3,672	2,105	57.3%	3,639	2,170	59.6%	3,506	2,214	63.1%

※児童数は、市民課「人口統計」各年度3月31日現在

(3) 待機児童の状況

待機児童対策として、保育所等における定員の見直しや保育施設（私立保育園等）の改修などで受皿を拡大し、地域型保育事業の認可体制の推進や潜在保育士の就職を奨励する補助事業（令和元年度～令和3年度）等を実施しました。

しかし、保育所等利用児童の増加や低年齢化、保育士不足などの要因で待機児童の解消には至っていません。

なお、令和3年4月1日現在の待機児童数調べでは、待機児童は0人となり、今後の待機児童の推移を注視していく必要があります。

(待機児童数の状況)

単位：人

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳・5歳		合計	
	H31.4	R2.4										
待機児童	3	2	19	8	2	0	0	1	1	0	25	11
求職活動中	1	2	7	4	1	0	0	0	0	0	9	6
育休延長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	12	4	1	0	0	1	1	0	16	5

(4) 保育サービスの実施状況

① 延長保育事業

延長保育事業とは、保育所等の入所児童の保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間を延長して保育を行う事業です。

公立保育所では玉名第1保育所と伊倉保育所で実施していますが、豊

水保育所では実施していません。私立保育園や認定こども園等ではおおむね午後 7 時までの延長保育を実施しています。

働き方の多様化により、これからも、延長保育時間のさらなる延長を望む保護者が増えていくことが推測されます。

②一時預かり保育事業

一時預かり保育事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

公立保育所は、「玉名市立保育所一時預かり事業実施要綱」で伊倉保育所を一時預かり保育の実施保育所と規定していますが、保育士不足により休止している状況です。私立保育園等では、6 園が一時預かり事業を実施しています。

③休日保育事業

休日保育事業とは、日曜日や祝日等の休日において、保護者が就労している、病気である等の理由により保育することができない家庭の児童を預かる事業です。

現在、本市では休日保育事業を実施している保育所等はありませんが、保護者の就労形態の多様化などでニーズがあることから、今後事業の実施を推進します。

(保育サービス実施状況)

	延長保育			一時預かり	休日保育	備考
	実施状況	開所時間(平日)	開所時間(土曜)			
公立保育所						
玉名第一保育所	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
伊倉保育所	○	7:30~19:00	7:30~15:00			
豊水保育所		7:30~18:30	7:30~14:00			
私立保育所						
高道保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			令和3年度より民営化
大野保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成31年度より民営化
滑石保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成29年度より民営化
睦合保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		平成29年度より民営化
玉名くすのき保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		平成24年度より民営化
慈保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
敬愛保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
玉名ゆりかご保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成27年度まで休日保育を実施
ぬかみね保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
おおくらの森保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成17年度より民営化
ちどり保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成20年度より民営化
梅林保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成24年度より民営化
鍋保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			平成24年度より民営化
横島保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
玉水保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
小天東保育園	—	—	—	—		【休園中】
認定こども園						
おおとりの丘認定こども園		7:00~18:30	8:30~12:30			
玉名ルーテル幼稚園	○	7:30~19:00	7:30~18:30			
岱明幼稚園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
小天保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
たまきな幼稚園	○	7:00~19:00	7:00~18:00			
地域型保育事業						
(小規模)あゆみ保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
(小規模)でんでん	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
(事業所内)さくら保育園		7:30~18:30	7:30~17:30	○		

(5) 公立保育所について

①職員について

平成29年度から4園（滑石保育所、睦合保育所、大野保育所、高道保育所）を民営化したことから、令和3年度には公立保育所は3園となりました。

公立保育所の職員は、令和3年4月現在で64名、正規職員が24名、再任用職員が1名、会計年度任用職員が39名となっています。内訳は、保育士が50名（内、正規職員24名、再任用職員1名、会計年度任用職員25名）、正規職員の栄養士が1名、会計年度任用職員の調理員が10名、会計年度任用職員の用務員が3名となっています。

近年、公立保育所の民営化により保育士等の集約が図られて、1園あたりの保育士数が増えてきていますが、未だ保育士不足により入所定員に満たない保育所もあります。さらに、一時預かり保育事業など保育ニーズの高い事業も実施できない状況です。

（公立保育所職員の状況：R3.4月現在）

単位：人

区分		29歳以下	30～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～60歳	60歳以上	合計	
保育士	正規職員	4	7	5	2	3	2	0	23	
	正規職員(再任用)	0	0	0	0	0	0	1	1	
	会計年度任用職員	フル	2	3	1	1	1	1	4	13
		短時間	0	0	0	2	1	0	2	5
	代替	0	0	0	0	0	2	6	8	
看護師	正規職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	会計年度任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
栄養士	正規職員	1	0	0	0	0	0	0	1	
	会計年度任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
調理員	正規職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	会計年度任用職員	0	1	2	1	1	1	4	10	
用務員	正規職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	会計年度任用職員	0	1	0	1	0	0	1	3	
合計		7	12	8	7	6	6	18	64	

(入所児童の推移)

保育所名	定員 (R3.4.1 現在)	入所児童数(各年度3月)									
		H28		H29		H30		R1		R2	
		人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率
公立保育所	460	470	104.4%	335	101.5%	307	93.0%	240	92.3%	228	87.7%
玉名第1保育所	70	78	111.4%	74	105.7%	75	107.1%	75	107.1%	70	100.0%
伊倉保育所	90	95	105.6%	90	100.0%	72	80.0%	69	76.7%	66	73.3%
豊水保育所	40	44	110.0%	42	105.0%	47	117.5%	44	110.6%	41	102.5%
高道保育所	60	61	101.7%	55	91.7%	50	83.3%	52	86.7%	51	85.0%
大野保育園	70	77	110.0%	74	105.7%	63	90.0%				
滑石保育園	60	58	96.7%								
睦合保育園	70	57	95.0%								
私立保育園	※	1,264	114.9%	1,416	116.1%	1,342	111.8%	1,346	118.1%	1,488	119.2%
認定こども園	※	149	99.3%	173	115.3%	357	110.9%	401	121.4%	391	105.7%

※各年度、年度末現在

②施設について

玉名第1保育所は、昭和48年に建設された木造平屋建てで、築48年が経過しており、園舎の老朽化や耐震性等を考えると、早急な安全確保が必要なことから、隣接地である旧玉名市役所跡地に建設された「大河ドラマ館」を改修し、令和2年度より仮園舎として運用しています。

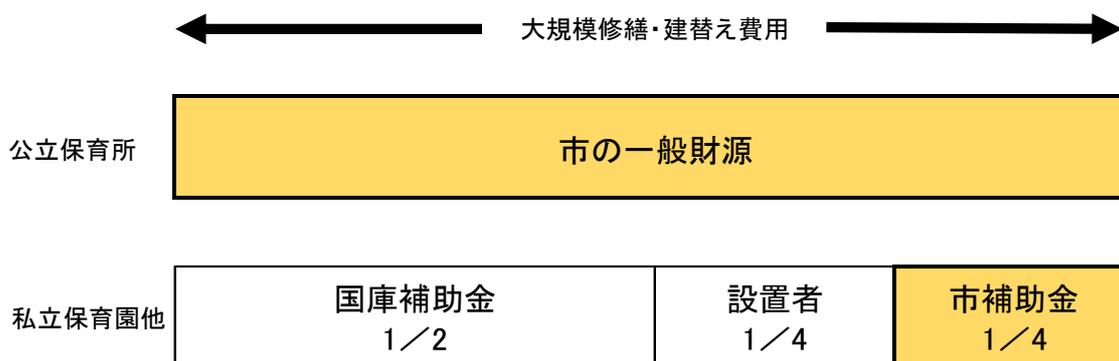
今後は、仮園舎西側の急傾斜を解消する工事を行い、旧玉名市役所の跡地活用と一体的な整備の一環として、新園舎建設について検討していきます。

伊倉保育所は昭和62年建設で築34年、豊水保育所は平成7年建設で築26年が経過しています。今後、2園の大規模修繕や建替えを計画すると仮定した場合、公立保育所のままでは国庫補助金は使えず、建設費全てを市の一般財源で対応しなければならず、市の大きな財政負担となります。

(公立保育所の施設の状況)

保育所名	定員(人)	竣工年月	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造
玉名第1保育所【仮園舎】	70	令和2年8月	3,886.99	844.86	鉄骨造
伊倉保育所	90	昭和62年3月	2,910.62	580	RC造
豊水保育所	40	平成7年6月	1,490.00	281.1	RC造

(大規模修繕・建替えに係る国庫補助の概略イメージ)



(6) 運営経費

保育所費は、公立保育所、私立保育園及び認定こども園等の運営等に係る経費で、平成27年度の決算では21億455万円に対して、令和元年度の決算では29億1947万円と8億1492万円、約38.7%増加しています。本市の歳出総額に対する割合も、平成27年度の決算では7.1%でしたが、令和元年度の決算では8.6%と、1.5ポイント増加しています。

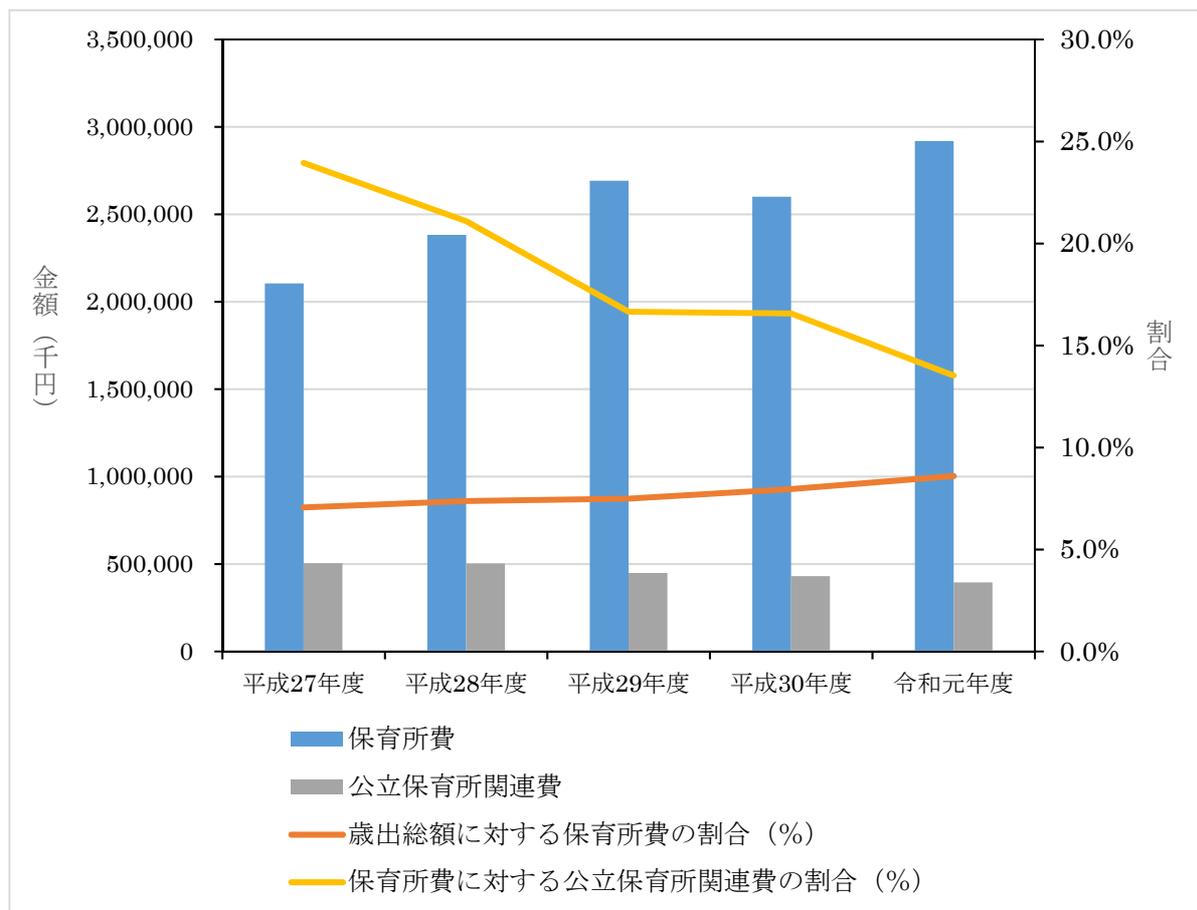
保育所費の決算額の増加は、保育所等入所児童数の増加や地域型保育事業の認可による保育施設等の増加に加え、令和元年10月1日から3～5歳までの児童が保育所等を利用する場合の利用料が無料化されたことによって保育ニーズが増加したことが要因と考えられます。

公立保育所費は、平成27年度の決算額では5億401万円に対して、令和元年度の決算は3億9498万円と1億903万円、約21.6%減少しています。本市の保育所費に対する割合も、平成27年度の決算では24.0%でしたが、令和元年度の決算では13.5%と10.5ポイント減少しています。これは、公立保育所の民営化による影響が顕著に表れている結果であると考えます。このことから、現在公立保育所は3園ありますが、将来的に公立保育所が1園になれば、公立保育所費はさらに減少していくことが推測されます。

一方、保護者等から保育サービスの充実や休日保育等の新たな保育サービスも望まれていることから、保育サービスの充実に係る経費は、今後も増加

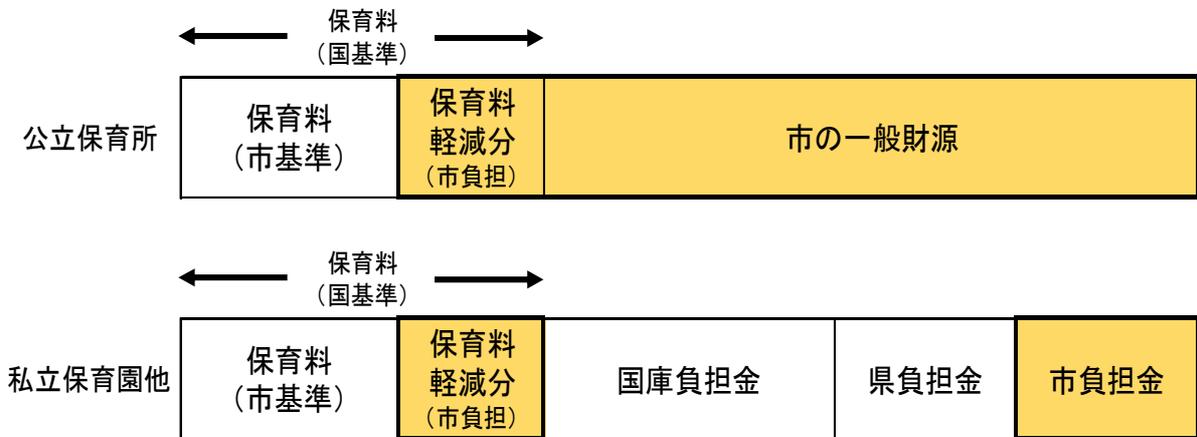
していくと推測されます。公立保育所の運営費は、本市の一般財源が主な財源となりますが、私立保育園等の運営費は国や県の負担金を主な財源としていることから、私立保育園等と連携を図り、公立保育所と私立保育園等の役割を明確にすることで、相互に運営費の負担を抑えながら、本市全体の保育サービスの充実と向上を図る必要があります。

(保育所費及び公立保育所費の推移)



(公立保育所と私立保育園等の運営費の考え方の概略イメージ)

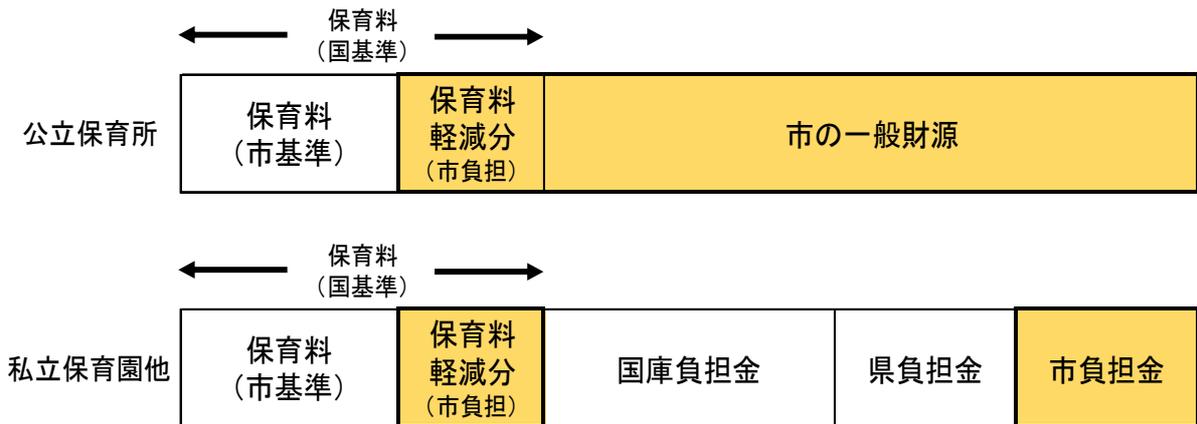
■ 3号認定(3歳児未満クラス)



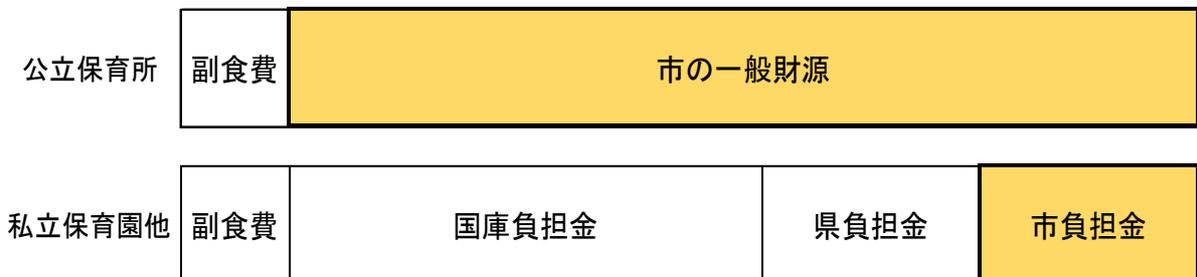
※保育料(市基準)・・・市が独自に定める保育料徴収基準による保育料

※保育料軽減分・・・国基準と市基準の保育料の差額(市負担)

■ 2号認定(3歳児以上クラス)



○令和元年10月から無償化



3 公立保育所の今後の方向性

本市では、これまで公立保育所の民営化を推進してきましたが、その結果、令和3年度には、公立保育所は玉名第1保育所、伊倉保育所及び豊水保育所の3園になりました。

今後、行政としての基本的責任を果たしていくという観点から、少子化の状況を考慮しながら公立保育所を必要数残します。

また、公立保育所の役割として、公的機関との連携を強みとして、専門的な対応を要するケースや時代とともに多様化する保育ニーズ等に柔軟に対応していくとともに、保育及び子育て支援のキーステーションとして玉名市全体の保育の量の確保及び調整と保育の質の向上を図ります。

一方、私立保育園等は、それぞれの保育理念や保育方針を生かした保育の多様性や独自性が強みとなることから、引き続き特別保育事業（延長保育、一時預かり保育事業及び障がい児保育）や待機児童解消に努めていただきます。

（1）公立保育所の役割

公立保育所は、私立保育園等と連携協力し、保育現場の現状や課題を保育行政に反映するための情報収集・発信拠点としての役割を果たします。また、保育機能を拡充して、特別な配慮や適切な対応を必要とする児童のセーフティネットの役割を担うとともに、保護者等への支援も行っていきます。

ア 行政機関としての役割

公立保育所は、保育運営を通じて多様化する保育需要や課題などを的確に把握し、本市の保育行政に反映させる行政機関としての役割を果たします。

また、公立保育所である特性を活かし、庁内組織（保健センター、総合福祉課、女性・子ども相談室及び教育委員会）、児童相談所及びその他関係機関（学校、病院、児童福祉施設及び社会福祉施設）と市内私立保育園等との連携を強化していくとともに、ネットワークを構築し、情報収集・発信の拠点を目指します。

さらに、心理士等の専門職の配置に努め、私立保育園等で直面する困難ケースに対してサポートしていきます。

イ 保育機能の拡充

公立保育所は、障がい児、医療的ケアを必要とする児童、特別な配慮を要する児童及び外国人家庭の児童等の保育体制の充実を図り、保護者等への支援も行っていきます。

また、災害が発生した場合やその他突発的な事情により一時的に保育が

必要な場合の受け入れ枠、加えて虐待を受けた児童及び DV (Domestic Violence) による緊急保護児童の受け入れ枠を確保するなど、地域のセーフティネットとしての役割を担っていきます。

さらに、心理士、看護師及び栄養士等の専門職の配置に努め、専門性を要するケースに対応するとともに、多様化する社会の中で、一定の保育ニーズのある休日保育や長時間延長保育などについては、今後の公立保育所の統廃合による保育士の集約状況を考慮しながら、検討していきます。

4 保育所ごとの基本的な考え方

公立保育所の今後の運営については、保育士確保の困難性や本市の財政運営の観点から、3か所の公立保育所の保育の質等を維持していくことが困難な状況です。

そのため、公立・私立保育園等を含めた保育所運営の効率化、保育士の確保及び保育施設の整備等様々な要因を勘案し、玉名第1保育所の新園舎建設を機に、玉名第1保育所と豊水保育所を統合し、行政機関としての責務を果たし、公立保育所として期待される役割や機能を拡充していきます。

伊倉保育所については、玉名第1保育所の新園舎が建設されるまでの間は公立保育所として残し、少子化の状況や新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼした影響、今後の待機児童数の推移を見ながら、定員の見直しや玉名第1保育所との統合、あるいは改めて民営化を検討していきます。

(1) 玉名第1保育所

玉名第1保育所は、「3 公立保育所の今後の方向性」を踏まえて、行政に保育施策を反映させるための情報収集・発信拠点とし、保育機能を充実して地域のセーフティネットとしての役割を担うとともに、本市の保育施設のキーステーションとして位置付けます。

園舎については、現在旧玉名市役所跡地に建設した仮園舎を使用していますが、今後旧玉名市役所跡地活用と一体的な整備の一環として園舎建替えが計画されており、玉名第1保育所仮園舎のリース期間満了後の令和6年4月新園舎での開園を目指しているところです。（ただし旧玉名市役所跡地の一体的な整備の計画次第では、新園舎完成の時期が令和6年4月以降にずれ込むことも見込まれます。）

新園舎については、豊水保育所との統合による児童の移籍分も含め、また私立保育園園長会からの要請も踏まえ、行政としての責務や公立保育所に期待される役割が果たせる、また、地域活性化にも寄与できるシンボリックな施設となるよう積極的に検討していきます。

(2) 伊倉保育所

伊倉保育所は、保育士の確保が困難なために、定員に満たない児童の受入れ状況と一時預かり保育事業の実施園でありながら事業ができない状況にあります。また、園舎も築30年以上経過しており、老朽化が見られます。

したがって、玉名第1保育所の新園舎が完成するまでの間は公立保育所として残し、今後の少子化や待機児童数の推移を確認しながら、定員の見直しを進

めるとともに、玉名第1保育所との統合や民間事業所への民営化を再検討します。

(3) 豊水保育所

豊水保育所は、平成7年建設で、公立保育所の中では新しい園舎ですが、築25年が経過していることもあり、特に設備等の劣化が見られます。

そこで、定員も40人であり、豊水保育所周辺に私立保育園もあることから、玉名第1保育所の新園舎での開園に併せて、玉名第1保育所と統合します。

なお、統廃合を実施する際には、保護者等へ十分に説明を行うとともに、統合先の玉名第1保育所や周辺保育園に受入れ枠を確保するなど、入所児童の保育に支障をきたさないよう受け入れ態勢を整えます。

5 公立保育所の民営化

(1) 民営化の実施方法

民営化に当たっては、施設の設置主体、運営主体ともに民間となる「民設民営」方式の形態とし、円滑な移行のため、子どもの心身の成長・発達への影響や地域の保育環境に充分配慮します。

①合意等の形成

- ・民営化の推進に当たっては、保護者等へ十分な説明を行い、理解を求めながら進めます。

②移管先の事業者

- ・保育所運営の安定性や継続性の確保、民営化を実施するに当たって保護者等の不安を軽減する観点から、運営主体は、市内において保育所運営又は幼稚園運営に良好な実績を有する社会福祉法人又は学校法人を基本とします。

③財産の取扱い

- ・土地 5年間は無償貸与し、5年経過後は協議の上、有償譲渡又は有償貸与を基本とします。
- ・建物 現状により無償譲渡を基本とします。
- ・備品等 備品、物品については、パソコン及び周辺機器の情報関連機器（ソフトウェアを含む。）など一部を除き、現状により無償譲渡を基本とします。
- ・その他 貸与された土地、移管された建物等について、移管した保育所の保育以外の目的に使用できないこと、これらの維持管理に要する費用は移管先事業者が負担することとします。

④保育士の処遇

- ・民営化する保育所に勤務している非常勤職員が、移管先の保育所での就労を希望する場合は、原則として雇用することを求めます。

(2) 事業者の選考

移管先の事業者は、公募し、少なくとも移管する半年以上前には選定します。

なお、学識経験者、関係機関及び団体の代表者、その他市長が適当と認める者の8人以内で構成する「玉名市保育所民営化運営法人選定委員会」を設置して、選定方法の検討や事業者の選考作業（審査）を行います。

(3) 円滑な引継ぎ

移管先事業者は、民営化する保育所と連携しながら、引き継ぐ内容を整理し、

引継ぎ計画書を作成します。

移管先事業者の決定から移行までに十分な準備期間を設け、合同保育を実施するほか、移管先事業者は、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心に、適宜民営化する保育所の行事に参加し、その内容等を把握するなど、確実な引継ぎを行います。

また、移管先事業者の決定後、保護者、移管先事業者、市（民営化する保育所）の三者で組織する「三者協議会」を設置し、円滑な移管に向けて意見交換などを実施します。

（４）民営化後の配慮

三者協議会において、移管条件の履行状況や保育内容の継続性などを確認するとともに、移管保育所において問題が生じた場合は、解決のために意見交換を行います。

移管先事業者は、市と協力して、移管後に必要に応じて保護者を対象にアンケート調査を実施し、保護者の意向把握に努めます。

6 公立保育所の統廃合

(1) 実施スケジュール

毎年 11 月に次年度の保育所等入所申込を実施していることから、統合予定の前年度の 10 月までには保護者等との合意形成を図る必要があります。そのために、前々年度より公立保育所の保護者をはじめ関係機関等への説明会や意見交換会などを開催し、理解を求めながら統廃合を進めていきます。

また、公立保育所職員が統合に向け計画的に準備し、統合時には入所児童や保護者が安心できる保育環境の整備を図ります。

前々年度	保護者等への説明会や意見交換会の実施 公立保育所職員による統合及び受入れ態勢の整備
前年度 10 月まで	保護者等との合意形成
前年度 11 月	入所申込み
前年度 3 月	閉園
当該年度 4 月	統合

(2) 保育所職員の処遇

正規職員は、統合予定年度に公立保育所として残る保育所への異動となります。管理部門を担う職員は、所長 1 名、副所長若干名を配置します。

会計年度任用職員については、保育所の定員数を考慮し、正規職員数では不足する人員を会計年度任用職員として採用します。そのため、会計年度任用職員には事前に説明会等を開催し、協議を行っていきます。

(3) 保育所の施設

閉園した後の公立保育所の施設は、まず公的機関としての活用を検討します。公的機関としての活用見込みがない場合は、社会福祉施設又は児童福祉施設として民間活用ができないか検討します。検討結果、公立保育所の施設の活用方法がない場合は、売却（施設を解体する場合と既存施設を残す場合がある）を検討していきます。

7 参考資料

(1) 上位計画及び関連計画

①第2次玉名市総合計画 前期基本計画（平成29年度～33年度）

第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

第2節 主要施策2 子育て支援の充実

施策の方針

子育て世代が安心して妊娠や出産を迎え、教育・保育サービスや、延長保育、休日保育などのサービスをはじめ、子どもの成長に応じた切れ目ない支援のもとで子育てができる環境を整備します。

主要施策の概要

(1) 教育・保育サービスの充実

- ・子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、施設整備や保育の質の向上に取り組みます。（特に重要である具体的な施策）

(2) 子ども・子育て支援の推進【重点施策】

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。
- ・地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境整備を図ります。
- ・心身の発達に遅れた障がいがあり、継続的な療育等が必要な子どもや家族、また、個別的配慮が必要な子どもや家族に対応するため、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフの連続性のある支援体制の充実に努めます。（特に重要である具体的な施策）

②第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）

基本理念

「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てできるまちに～」

2 計画の基本的視点

①待機児童を解消し、質の高い教育・保育を提供します。

本市の人口は減少傾向が続く中で、女性の就業率の増加等で保育ニーズは微増の傾向を示し、平成27年度以降は毎年当度の当初から待機児童が発生しているため、将来必要となるニーズを見極めながら、幼児教育・保育の施設と連携・協力し、その解消が必要です。

一方で、サービスの対象が乳幼児である教育・保育サービスについては、量を確保するとともに、サービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上に取り組みながら、住みよいまち、住みたいまちの実現を目指します。

②切れ目のない支援の充実を図ります。

妊娠から出産、誕生を経て、乳幼児期、学童～思春期の各成長段階、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるように、医療、行政、子育て支援センター、保育所、幼稚園、子育てサークルなど子育てを支援・応援する多様な機関・団体の連携により切れ目のない支援の充実が必要です。

③社会全体で、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

子育ては、父母等の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域のみんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。子育て家庭を重層的に支えるために、子育て関連の施設や団体が連携を強化するとともに、男性の育児参加を促すなどのワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していることが大切です。

③第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～6年度）

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

①基本的方向

・若い世代の結婚・出産・子育てへの支援

施策：子育て支援の充実

- ・一人ひとりの子どもの最善の利益を求めて、子育て支援団体等との連携を強化し、仕事と子育てが両立できる環境を整備する。
- ・病児、病後児を抱える親が安心して暮らせる環境を充実する。
- ・子育て世帯の経済的な負担を軽減する。

④玉名市公共施設個別施設計画（平成30年度～令和9年度）

R3.4.1 現在

5) 個別施設の対策内容と実施時期、対策費用

(凡例) ◇ 建替 ● 大規模改修 ○ 中規模修繕 △ 長寿命化修繕 ▲ 集約 × 廃止(解体)

(上段)対策内容、(下段)対策費用、単位:千円

施設名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	備考
伊倉保育所				民営化							
豊水保育所				×	×						玉名第1保育所に統合。廃止には待機児童の状況を勘案し決定する。R6 解体(廃止の場合): 除却事業
				562	7,025						

(2) 関係条例等

①玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月31日

条例第2号

改正 平成27年7月7日条例第25号

平成27年9月30日条例第34号

平成27年12月28日条例第44号

平成28年3月31日条例第9号

平成28年9月30日条例第32号

平成28年9月30日条例第33号

平成29年3月31日条例第4号

平成29年3月31日条例第5号

平成29年12月28日条例第26号

平成29年12月28日条例第27号

平成30年3月30日条例第5号

平成30年9月28日条例第35号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年9月30日条例第10号

令和2年3月31日条例第4号

令和2年6月30日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 略 -

別表 (第2条—第5条関係)

(平27条例25・平27条例34・平27条例44・平28条例9・平28条例32・平28条例33・平29条例4・平29条例5・平29条例26・平29条例27・平30条例5・平30条例35・平31条例3・令元条例10・令2条例4・令2条例21・一部改正)

執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
- 略 -						
市長	玉名市立保育所運営法人選定委員会	(1) 玉名市立保育所運営法人の選定に関すること。	審査	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期

				長が適当と認める者	間
玉名市公立 保育所の在 り方検討委 員会	(1) 玉名市公立 保育所の今後の 役割に関するこ と。 (2) 玉名市公立 保育所の民営化 に関すること。 (3) その他玉名 市公立保育所の 在り方に関し市 長が必要と認め る事項に関する こと。	審議	10人以 内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 関係する 機関及び団体 の代表者 (3) その他市 長が適当と認 める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
- 略 -					

②玉名市立保育所運営法人選定委員会の組織及び運営に関する規則

平成28年3月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市立保育所運営法人選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

③玉名市公立保育所の在り方検討委員会の組織及び運営に関する規則

平成28年3月31日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市公立保育所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、
意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、
同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開く委員会の会議に
ついては、市長が招集する。

令和3年度玉名市公立保育所の在り方検討委員会 委員名簿

No.	備考	所属	役職	氏名	備考
1	学識経験者	九州看護福祉大学 看護福祉学部 看護学科	准教授	二宮 球美	
2	関係機関及び 団体の代表	玉名市私立保育園協会 (敬愛保育園 園長)	会長	小岱 紫明	
3	〃	玉名市私立認定こども園 (幼保連携型認定こども園岱明幼稚園 園長)	代表	宮本 章子	
4	〃	玉名市公立保育所 (玉名市立豊水保育所 所長)	代表	松村 千恵	
5	〃	玉名市立玉名第1保育所 (玉名市立玉名第1保育所保護者会 会長)	保護者代表	田中 順平	
6	〃	玉名市立伊倉保育所 (玉名市立伊倉保育所保護者会 会長)	保護者代表	野口 和浩	
7	〃	玉名市立豊水保育所 (玉名市立豊水保育所保護者会 会長)	保護者代表	島村 明子	
8	その他市長が 適当と認める者	玉名市役所 健康福祉部	部長	酒井 史浩	